



令和3年 第5回臨時会

会 議 録

(令和3年7月5日)

枕 崎 市 議 会

令和 3 年
枕崎市議会第 5 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（7 月 5 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
7 月 5 日（月）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第 3 号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和3年7月5日)

令和3年枕崎市議会第5回臨時会

議事日程（第1号）

令和3年7月5日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	43	令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 中 原 重 信 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 豊 留 榮 子 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長
大 江 武 史 書記
山 口 美津哉 書記

鷺 山 美津代 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
本 田 親 行 総務課長
佐 藤 祐 司 財政課長
岩 田 喜一郎 福祉課主幹兼援護係長
水 流 敏 幸 監査委員
松 田 章 子 会計管理者兼会計課長

小 泉 智 資 副市長
堂 原 耕 一 企画調整課長
山 口 英 雄 福祉課長
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
田 代 勝 義 企画調整課参事
山 口 太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和3年第5回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、5番禰占通男議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第43号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ271万円を追加し、予算総額を154億5,681万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業であります。

この支援金の支給につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少し、生活に困窮する世帯に対し、国はこれまで緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付や貸付期間の延長、再貸付け等の支援を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、これらの貸付額が既に限度額に達している、または再貸付けの承認が得られなかった等の事情により貸付けを利用できず生活に困窮する世帯に対し、新たな就労や生活保護の受給に移行するまでの間の追加支援策として実施することとされたものです。

なお、事業費につきましては、本市においてこれまで総合支援資金の特例貸付けを受けている世帯数等を基に、12世帯分の支援金の額を計上しております。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 議案第43号にですね、質疑をいたします。

非常に大事な議案じゃないかと私自身は考えております。新型コロナウイルス感染拡大が続いている。そこで、生活困窮世帯へ新たな給付金を創設するんだということは大体、今年の5月末頃の報道で出されていたところなんです。市長の説明にあった状況を踏まえて先月6月

11日に厚生労働省社会援護局長から全国の知事並びに市長等にですね、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給についてという文書が出されているようであります。

その中で自立支援金の支給目的、それから支給の対象者、支給額、そういったものがその通知文書の中で定められているんですが、そこで本市のこの議案第43号枕崎市一般会計補正予算（第3号）で計上している支給対象者、全部で12世帯ということなんですけれども、この単身世帯が7、2人世帯が2、3人以上世帯が3、まずこれは何を根拠としてですね、こういった計上がなされているのか、そのことを説明いただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 今回、単身世帯が7世帯、2人世帯が2世帯、それから3人以上世帯を3世帯として見込んで予算を計上しておりますけれども、これにつきましては、本市における総合支援資金の貸付実績、これまでの実績ですね、本市にはこれまで9世帯が総合支援資金の特例貸付けを受けているところがございますけれども、その世帯類型を基にそれぞれこの単身世帯、2人世帯、3人以上の世帯の必要な予算措置を見込んだところがございます。

具体的に言いますと、単身世帯が実績として4世帯、2人世帯が2世帯、それから3人以上の世帯が3世帯、これが実績でございますので、それを基にして、あとそのほか市外から転入されてくる場合もございますので、そういったことを見込んで、合わせて12世帯分を予算計上したところがございます。

○9番立石幸徳議員 その予算書の末尾にあるこの説明資料の中でもですね、支給対象者が総合支援資金の再貸付けが終了した世帯等ということで、今福祉課長が単身が4、あと2人世帯、3人世帯が実績どおりと。一応予算ですから、3世帯のオーバーしている分は、そういった見込み、見通しを立てて全部で12世帯ということになっているんだと予測するんですけれどもね。

ただ、最初市長の提案理由説明にあったように、これまでこの生活困窮者に対しては、本市の場合も社会福祉協議会を窓口として、県社協から先ほどあった緊急小口資金あるいは総合支援資金、こういったものの貸付けがなされとったわけですね。

貸付けでずっとやってくると当然貸付けですから、いずれは返済をしてもらわんといかん。しかし、今回そういうコロナの拡大によって返済ちゅうものも非常に厳しい、そういうことで、国のほうが給付をするという取組が初めて今回なされるわけですね。

そこで、社協のこの緊急小口資金、これは主にそのコロナによって休業をした場合が小口資金、それからもう一つ総合支援資金、これがコロナによって失業をした場合が対象になると、こういうことだと思うんですが、本市の場合はこの社協のほうからの緊急小口あるいは総合支援、この実態というのはどういうふうになっているんですかね。その辺の状況をですね、教えていただきたいんですね。

○山口英雄福祉課長 本市における緊急小口資金と総合支援資金の貸付けの状況ということで御質疑でございますけれども、今質疑者が言われたとおり、緊急小口資金、総合支援資金につきましては社会福祉協議会が窓口となって生活費に困った世帯に貸付けを行うというような制度でございます。

原則といたしまして、今質疑者が言われたとおり緊急小口資金につきましては休業により生活費に困った方が対象、それから総合支援資金につきましては失業により生活費に困った方というふうに原則としてなっているところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、本来は失業とか休業とか条件にしているこの貸付金でございますけれども、新型コロナによって収入が減少した場合にも特例として貸付けを行うと、こういったことで、これまで新型コロナ対策としてこの緊急小口資金、それから総合支援資金の特例貸付けというふうに枠を広げて国は支援をしてきたところがございます。

本市におけます対象者、貸付実績でございますけれども、緊急小口資金につきましては28件でございます。それから、総合支援資金につきましては9件でございます。

○9番立石幸徳議員 そこで、予算書の議案と一緒に当局のほうから添付してまいりました1枚紙の資料、これを参照しながらですね、もう少し掘り下げていきたいんですが、先ほど言いましたように緊急小口資金あるいは総合支援資金も貸付けだからこれを返済をせんといかん。返済はいつ頃からどれぐらいの額で返済となるのか。

つまり、生活困窮者がですね、そうそう返済というものはきちっと決められたとおりにしないといけないんですけども、これだけコロナが長引くと、そう簡単に返済ちゅうものもできていくのかどうか、その辺が我々はちょっと懸念を持つんですけども、この緊急小口資金あるいは総合支援資金の貸付額あるいはその返済をする返済条件といいたしでしょうか、その辺については当局はどういうふうに把握しているんですか。

○山口英雄福祉課長 緊急小口資金と総合支援資金の貸付け関係についてのお尋ねですけども、緊急小口資金につきましては条件がありますけれども、最大で20万円借受けができます。それから総合支援資金につきましては、単身世帯の場合には45万円、3か月にわたって支給を受けるわけですけども、15万円掛ける三月分、それから2人以上世帯の場合には20万円掛ける三月分でございます。

ただ、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くことを踏まえて、総合支援資金につきましては、最初の貸付け、次、延長分、さらに3か月貸付けを延長できるという制度を導入いたしまして、さらに今年度からは再貸付けもできるというようなことにしております。

そういったことで、例えば一番多く貸付けを受けた場合でですね、緊急小口資金と総合支援資金、合わせて200万円の貸付けを受けられていることになります。

それから、これらは貸付金でございますので、今質疑者が言われたとおりに償還をしていくということになるわけですけども、償還の時期につきましては、基本的に緊急小口資金は令和4年度が償還の初年度、それから総合支援資金につきましても同様に令和4年度から償還が始まると、ただ、延長貸付け分につきましては令和5年度から、そして再貸付けにつきましては令和6年度から償還が始まるというふうにされております。

ただ、その償還が開始される時にですね、緊急小口資金につきましては令和3年度または償還が始まる令和4年度のいずれかで市町村民税が非課税である場合は償還が免除というふうになりますし、総合支援資金につきましても、それぞれ初回貸付け分、延長貸付け分、再貸付け分、その時点におきまして市町村民税が非課税である場合には償還免除となるというケースがございます。

○9番立石幸徳議員 現在の生活困窮者のいろんな貸付け、そういった実態ちゅうのはおおよそ福祉課長の説明で把握できたんですが、要は今度の新しい自立支援金、まさにその目的としてはですね、対象者等が自立するための支援金なんですね。

この自立支援金を給付する要件の中にも、ハローワーク等での求職相談、応募、面接、こういったことも実施していなさいと、そういうことでないと対象にはなりませんということですよ。だから、その自立のためにハローワーク等の相談をしているのかどうか、こういったものについては、どこがその確認、チェックをすることになっていくんですか。

○山口英雄福祉課長 総合支援資金の貸付けを受ける場合には、条件といたしまして自立支援機関の支援を受けることというふうにされております。

この自立支援機関というのは、本市におきましては福祉課の援護係でございます。

総合支援資金の貸付けを受けるときには、それぞれ相談に来られた方と協議をして、その方にふさわしい自立のための支援プランを作成いたします。

その中で、今質疑者が言われたとおり、この自立支援金自体が本日御手元にお配りしている資料にもありますけれども、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことというのが目的になっていますので、基本的には新たな就労によって生活が自立できるようにすることが第一義的な

目標ですけれども、残念ながら新たな就労に結びつかないときには生活保護の受給につなげていくと、そういったことが目的となっておりますので、ハローワークのほうで、できれば期間の定めのない労働契約とか、それから有期の場合もありましようけれども、その常用雇用を目指してですね、月1回以上自立支援機関、福祉課のほうの支援を受けること、それから月2回以上ハローワークで就職相談を受けることとか、受給者のほうにはそういう活動をしていただいて、そのチェックは自立支援機関である福祉課のほうで行います。

○9番立石幸徳議員 それからもう一点ですね、この今度の支援金の制度といましようか、これの周知方といまようか、こういう制度が出来ました、支援金が出ますということの周知方法については、担当課はどういうふう考えているんですかね。

つまり、ある意味で対象者ちゅうのは非常にもう特定されますよね。しかし、その特定される対象者になるであろう方にストレートにこういった支援金が出ますよという形の周知になるのか、あるいは広くあまねくですね、広報紙とかいろんなところでこういう制度を周知するのか、その周知方法についてはどういうふう考えているんですかね。

○山口英雄福祉課長 周知方法についてですけれども、今回の生活困窮者の自立支援金につきましては、総合支援資金の再貸付けを受けて、再貸付けを借り終えている方、あるいは再貸付けについて申請をしたけど不承認となった方、あるいは再貸付けの申請にいろんな事情で至らなかった方、そういった再貸付けが終わっているか、再貸付けを申請したかとか、そういったごく限られた方でございます。

先ほど申しましたように本市の貸付け実績でいきますと、最大でも9人、さらに市外等からの転入者への対応も考えまして本市の予算では12世帯分組んでおりますけれども、対象者が限定されておりますので、実際、総合支援資金の貸付けを決定するのは県の社会福祉協議会ですので、県社協のほうからもそういった対象者の方には連絡が行くというふうには聞いておりますけれども、本市のほうでも広くアナウンスするのではなく、その対象者が限定されておりますので、その対象者の方々に必要であれば、個別に通知をしたいというふう考えております。

○9番立石幸徳議員 最後の質疑になりますけども、私なんかこういった国のほうが生活困窮者に支援金を設けてきたちゅうのは非常に大事ないいことではないかと思うんです。国のほうでも全国レベルではこの予算を500億円程度見ていると聞いているんですけれどもね。

ただ、こういった支援金の制度が本当に成果を上げて、実際、生活困窮者が自立をしていくと、そういうことが目的達成できるのか。その辺については非常にですね、問題、課題がいっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。

いっぱい貸付けを受けてですよ、その返済そのものにもこれから御苦労されるであろう、そして今度支援金があったにしてもですね、実際返済に見合うような金額にもなっていない、はっきり言って。本当の意味で生活困窮者を自立させていくというこれからの担当課のフォローといましようか、そういうものについてはどういった考えを持っているのか、担当課のその辺の具体的な対応を最後に聞いておきます。

○山口英雄福祉課長 今回の貸付金それから支援金ですね、これを通じて私どもといたしましては対象者が自立した、安定した収入を得られるよう、安定した生活を送れるようサポートしていきたいと思っております。

そういったことで、私どもとしましては自立支援機関として、その方に合った無理のないといまようか、その方の状況に合った支援プランを立てて、それが実現できるようにアドバイス等をしていきたいというふう考えております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませぬか。

○13番清水和弘議員 私はですね、総合支援貸付け、再貸付けについてこの9世帯を受け付けたというような説明があったと思うんですけど、この人たちに新たな就労に結びつくような、何

か業務の提案とか仕事の提案とか、そういうのはなされないんですか。

○山口英雄福祉課長 今、総合支援資金を借りてらっしゃる方が9世帯というふうに申しました。先ほど答弁いたしましたとおり、総合支援資金の貸付けを受ける条件といたしまして、支援プランを立てることになります。なので、その方たちとはですね、私たち福祉課の援護係のほうでハローワークとも連携して、必要な就労活動を新たな就労に結びつけるような、そういったプランを作成して、必要に応じてそのプランも見直しをしながら、その方の安定した就労につながるようにということで、サポートをしていっているところでございます。

○13番清水和弘議員 就労に結びつくようなサポートをしていくということでしたけども、就労に結びつくって、実際その結びつくまでの期間とか、就労に結びつくまではいろんな交渉があるから、いろいろ長くなる場合もあると思うんですよね。そういう場合の期間ってというのはどのぐらい定めているんですか。

○山口英雄福祉課長 一応先ほども若干説明の中にあっただと思いますけれども、総合支援資金の貸付期間というのは初回貸付けにしる、再貸付けにしる、3か月となっております。

ですので、一応その3か月の期間貸付けを受ける間に安定した就労に結びつけるようにというのが目標でございまして、そういったことで就労に結びつくようなサポートをやっているところでございます。

○6番城森史明議員 いろいろ質疑が出ていますが、この予算で12世帯分を組まれているわけですが、その世帯に対してどういう分析がなされているのか。

例えば男女の区分けはどうか、それとも高齢者が多いのか。いわゆる貧困というのが今までいろんな形で叫ばれてきてですよ、その貧困ということをどう分析してこういうのになっているのか。その辺が非常に大事だと思うんですよね。

例えば最近コロナによってですね、非正規の社員が切られているんですね。一番しわ寄せを受けているわけですよ。そのときに仕事を探してもないわけですよ、はっきり言って。高齢者であれば特にですね、ないわけですよ。

だから、その辺の分析をして、これでいいのか、その辺の分析をしながらしないと私はできないと思うから質疑しているわけです。

○山口英雄福祉課長 この総合支援資金とかを借りていらっしゃる世帯につきましては、先ほども申しましたけれども単身世帯もあれば、3人以上の世帯もございまして。いろいろ世帯類型も様々でございましてけれども、それぞれの家計の状況、個別にヒアリング等をして、必要に応じて家計相談員も入って家計の改善をしたりとか、そういったことも、とにかく個別にその世帯に合った自立の在り方を模索しながら支援をしているところでございます。

○6番城森史明議員 全く答えになってないと思いますね。例えば単身世帯が4人おられるわけですよ。そしたら多分これは高齢者じゃないんですか。単身世帯というのは高齢者の。例えば3人世帯というのがありますよ、3世帯ありますが、これは例えば保護者が1人で子供が2人かもしれないですよ、母子家庭でね。その辺の分析ができていくのかということですよ。

○山口英雄福祉課長 今質疑者が言われましたけれども、今回の自立支援金は、そもそもが新型コロナの影響により収入が減った世帯でございまして、そういった方々が総合支援資金とかを借り受けて、もう限度まで借り終わっているとか、そういった方々に対する支援金でございまして。

今、手元にある資料を見てみますと、皆さん若い世代の方でございまして、高齢者世帯というのは基本的にはあり得ません。

○6番城森史明議員 今の説明で分かりましたよ。だから、若い世代ということは、やはり将来があるわけですから、そういう意味ではいろんな形で支援は必要だし、そしてこれは総合支援資金を貸付けされている方を基に決められたということですが、むげに借金をするわけにいかないわけですよ。やっぱり生活設計があって、借金もある程度200万、400万とかできませんから

ね。

だからそういう意味で、その人たちを支援しているわけなんですけど、果たしてその中で単身世帯で18万ですか、そういう金額があります。これは国のあれにのっかって、この制度を活用した形ですが、そういう意味で市の単独の支援というのは今回検討されたんですか。

○山口英雄福祉課長 今回、国のほうでこういった生活支援金の制度を設計いたしましたけれども、市単独の支援ということについては今回は特に検討していないところでございます。

○6番城森史明議員 コロナの影響によって、飲食店で直接に影響を受ける人たち、貧困家庭があるわけですよね。その貧困家庭に限って言えば、そしたらこの9人はですね、さっきの説明から言えば生活保護レベルの人たちだということですが、例えば簡単に言えば年収で区切れば分かりやすいわけですよ。

これの基になっているのは貸付けを受けている人を根拠にしているわけですよね。だから、市の考え方としては、貧困世帯に対して補助しなきゃいけないと思うんですけど、その貧困世帯レベルをどういうふうに区切って考えているんですか、貧困の下から順にいけば。

言うたら、私の認識が正しいのかどうか分かりませんが、この人たちは生活保護レベルということでもいいですかね。そうしたときに、次の段階の貧困層ってどういう人たちが当たるんですか。

○山口英雄福祉課長 本日御手元に配付してある資料にもありますとおり、収入につきましては市町村民税均等割非課税世帯、この収入が基準になっております。

○6番城森史明議員 私はその全体的な市のコロナの困窮者に対する支援をね、どうしていくかということを知っているんですよ。ですから、これはそういうことで分かった。だけど、貧困層はいっぱいいると思いますよ、コロナにおいてですよ。そしたら、現状今までした支援の中で困窮者に対する支援はどういうものがありましたか。

○山口英雄福祉課長 生活困窮者の方に対する支援ということでございますけれども、例えば、これまでも国の制度を活用したものでございますけれども、独り親世帯に対する子供お1人に対し5万円の給付金とかですね、そういったことをはじめ様々な支援はやっているところでございます。

○6番城森史明議員 様々な支援って総額どれぐらいだったのかよう分かりませんが、やはりコロナは非常に長引いているわけですよね。

今回はこういう議案が上がりましたが、私は関連として質疑しているわけですよ。だから、今後もこういう困窮世帯に対しては継続的な支援が必要です。だから、そこを含めてある程度長期的、ワクチンを打ってもそれで自由な元の社会に戻るわけじゃないですよ。だから、そういう広い意味で、困窮世帯にどういう考えを持って支援してきたのか、今後も支援していくのかということはどうなんですか。

○山口英雄福祉課長 生活に困窮されている方々に対しては、ただいまも答弁いたしましたように国の制度等を活用して支援策を講じてきたところでございますけれども、今議員がおっしゃられる市独自の支援策とかそういったことについて、これまで具体的に実現したものはそうそうあるわけではございませんが、今後も国の情勢とかですね、新型コロナウイルス感染症の状況が今後どうなるかといったことも踏まえて、その生活困窮者に対する対策については調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○6番城森史明議員 そういう意味で、市長はどう考えておられるんですかね。

その生活困窮者に限定した場合、当然今後も秋口に向けてコロナは長引くわけですから、秋口を含めてずっとそういう支援が必要になってくると思うんですけど、その生活困窮者に対するこれが今度出されるということですが、その次のステップはどういうような考えでおられますか。

○前田祝成市長 ただいま今回の議案についてですね、福祉課長のほうからる説明があったわけですが、基本的にベースになるのは、生活困窮者も含めてですけども、自立の支援と

いうところだというふうに考えます。

ほかの質疑者からもありましたけれども、それをどれぐらい期間を考えているのかということも含めてですね、自立するための支援の期間をしっかりとサポートするっていうのが今回の予算だというふうに考えております。

そこはですね、先ほど福祉課長からもありました今回の9名の方に関しては、個別具体的にそういう方がどういう方だとかっていうのは、福祉課の援護係のほうの方が全て把握しておりますので、その中で進めていくということになるかと思えます。

長期的なコロナの影響というのは、確かに今後も続くであろうというふうに思いますが、コロナがスタートして1年数か月なるわけですけれども、その時点で私どものほうが支援として考えていたのは、個人のお一人お一人の生活を守るためには、雇用を維持するというのを基本に考えました。

そして、事業者においては事業の継続、それが基本でありまして、それでも届かない市民の方々がいるということについてはですね、今福祉課長からありましたように、それぞれの困窮者というところになるかと思えます。

基本的な考え方としては、お一人お一人の自立をいかに支援していくかということを経後も続けていくことになるかと思えます。その中で、もっと状況が厳しくなったときに、その困窮者というのが増えてくるということがあれば、さらにそれプラスの支援というのはしないといけないというふうには考えますが、基本的な考え方としては、市民お一人お一人が仕事を失わない、そして事業者が事業を続けられるっていうのがベースになっている。もうこれは1年数か月の間ずっと言い続けていることですので、これを基本にしながら、お一人お一人をきめ細かく個別具体的に見ていくということを経続きたい、そのように考えております。

○12番東君子議員 支給対象者について伺ってまいります。

支給するには、今おっしゃられた様々な条件があると思うんですが、例えばですね、その対象者の中に、仕事が今なくて困っていて職安に通っている。しかし、その通っているその車を見たから非常に高級車だったと。しかし、その方は預金もない、非常に今困っているんだと。そういう方というのは支給対象になるのでしょうか。

○山口英雄福祉課長 生活困窮者自立支援金の支給要件としましては、本日御手元にお配りしてあるように、収入が市町村民税均等割非課税の額の12分の1プラス住宅扶助基準額以下であることということと、資産が、これは預貯金が100万円以下で市町村民税均等割非課税額の12分の1の6倍以下、それから後は求職活動とか、そういったことが条件でございます。

そういったことでありますので、その要件からすると、今質疑者が言われたケースについては支給の対象になるのかなというふうに思います。

○12番東君子議員 若い世代というのはですね、家の中でカップラーメンを食べても、いい車に乗りたい、借金をしてもいい車に乗りたい、やはり様々な視点からですね、本当に困っている方々にやはり支給されるように、誰1人取り残さないという思いで業務に当たっていただきたいと思えます。まだコロナも続きますので、こういう意見も、見方もあるということをぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

○永野慶一郎議長 東議員、要望になっていきますので。質疑ですので、質疑をお願いいたします。

(「はい」と言う者あり)

ほかにございませぬか。

○5番禰占通男議員 先ほどもありましたけど、支給の条件が小口の融資を受けているということなんだけど、先ほどもあったように、コロナ発生ということで昨年の1月から延々と1年6か月、7か月になるんだけど、こんなに長引くとは皆さんも思ってなかったと思うんだけど、その中で小さな事業とかいろいろやって、何とか頑張って、頑張って、今日やめようか、明日やめ

ようかってそういう方も多と思うんですね。

この小口の融資を受けないとできないって何か公平性がないんじゃないですか。何か先に借りたほうがお得なような状況なんですけど。どうなんですか、これに対して政府からの小口の融資を受けている方で次の融資を受けられない方って何かその説明とか何かあったんですかね、政府からの。

○山口英雄福祉課長 今の御質疑に答える前に、先ほど東議員の質疑に対する答弁でちょっと誤解を招くようなことがあったかと思しますので、ちょっと補足をさせていただきますけれども、先ほど挙げられた事例の場合で、その方たちが総合支援資金の再貸付けを受けているとか、そういった条件に当てはまっていれば、今回自立支援金の支給対象になるのではないかということで御理解いただきたいと思えます。

それから、今の禰占議員の御質疑でございますけれども、本日御手元に配付してある資料にもありますとおり、国はですね、新型コロナウイルスの影響による生活費が困った方々に対する対策といたしましては、先ほど来申しているとおりの緊急小口資金あるいは総合支援資金の貸付けの対象を拡大して特例貸付制度で支援をするといった方針でこれまで進んできたわけです。

ところが、その貸付けをもう限度額いっぱい借りて、それでも新型コロナウイルスの影響が長引いており、まだ自立に至っていない方々に対して支援金として3か月分程度支給させていただいて、新たな就職につなげようとか、そういったことでございますので、議員のからのまず貸付けが先に来るのはおかしいのではないかというお尋ねに対しては、そういった国の制度設計でございますので、御了解いただきたいと思えます。

○5番禰占通男議員 これが分かるか分からないけど、小口の資金の貸付けですよ、それを申請して受ける、申請してからどのくらいの期間で受け取れる。

そして今回こういう支援金が出来たんだけど、これが8月までの申請受付ですよ、ここの資料にありますとおり。

そしたら、立石議員からもあったんだけど、5月頃できた、そんならそのときに分かっとけば、そんなときに申請して受けられた、そしてまた今回で8月末のぎりぎりを出して支援を受けられるとか、なんかうまくいけば受けられたかも分かりませんよね。

どうなんですか、この小口の申請を受け付けて何日で支給される。その期間と今後の8月までの間の一月ちょっとぐらいしかないんだけど、どうなんですか、可能なんですか。

○山口英雄福祉課長 今、貸付けも含めてお尋ねのようですけども、実際貸付けについてはですね、先ほど来申しているように、県社協のほうが決定的な意思ですので、どの程度貸付け決定までに期間がかかるかというのは具体的には承知しておりませんが、申請した次の月には貸付けを受けているようですので、一月はかからない状況で貸付決定は出ているのかなというふうに思えます。

それから、今回の支援金につきましては、また改めて説明申し上げますけれども、総合支援資金の再貸付けを借り終わっている方々、そういった方々等に対して8月末までに申請していただければ3か月分、その世帯類型に応じて支援金を給付するというところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございせんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和3年第5回臨時会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎